改正理由	一部改正		改 ii 現 行	
	. 現	行	改正	備考
名・1 - 3 - 2 回	写真別量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び 「場に最も近い本支店等が所在する市役所までとす。 は計上しない。 は計上しない。 は所付時間にかかる直接人件費を計上する場合は、3 11)の製面を超え、現地に潜在して策勢を実施する ものとする。 3、測量策形においては、滞在地から現地までのライ 1部標準が掛の機械経費率に含まれているため、別近 活費の扱い で込着費の源には、市の旅費規程に準じて計上する。 のとする。	接着さむ)の費用とする。 薄出は、1 - 3 - 2 を適用する。 離が30km程度(高速道路等を利用する場合は る。ここでいう預算上の返地とは、原則とし 液所等とする。なお、随意契約の場合は、特 た店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役 その他の業務については公共交通機関を利用 はる筋費交通費は別途計上する。なお、測量 経費及び材料費は創量業務標準多排の機械経 科費 1 日 当 9 単価表 上 値 金 類 順 要 上 6 日 上 ※ 1 上 ※ 2 と 1 上 ※ 2 と 1 上 ※ 3 と 2 と 1 上 ※ 3 と 2 と 1 上 ※ 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3	連絡車 (ライトバン) 運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表名	当り損料 り損料